

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

告 示 主 要 目 次

- 土地収用法に基づく事業の認定……………七三
- 公有水面埋立免許……………七三
- 港湾隣接地域の指定……………七四
- 海岸保全区域の指定……………七五
- 海岸保全区域の指定廃止……………七五
- 道路の区域変更……………七五
- 道路の供用開始……………七六
- 随意契約の相手方の決定……………七六
- 宅地建物取引業者の業務の全部停止……………七六
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了……………七六
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了……………七六
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧……………七七
- 平成十九年度岡山県農業総合センタ―農業大学の学生の第二次募集……………七七
- 家畜伝染病の発生……………七八
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………七八
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧……………七八
- 公安委員会……………七八
- 車両移動保管事務の休止の承認……………七九

告 示

●岡山県告示第五十九号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 起業者の名称
社会福祉法人ことぶき会
- 二 事業の種類
地域密着型特別養護老人ホーム等建設事業
- 三 起業地
1 収用の部分 岡山県岡山市平井字一ノ割地内
2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
地域密着型特別養護老人ホーム等建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第三号第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当するため、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である社会福祉法人ことぶき会は、特別養護老人ホームを運営しており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
(1) 本件事業の施行により得られる利益については、地域の高齢者福祉の拠点として高齢者に対する援助を行うこととなるので、高齢者福祉の推進に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①交通の利便性が良いこと②生活環境が良いこと③岡山市の老人福祉施設等施設整備計画に則していること④事業費が安価であることを条件として複数の候補地案について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業を計画している地域には特別養護老人ホームがなく、地域住民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
岡山市役所

●岡山県告示第六十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり

公有水面埋立てを免許した。
平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

1 埋立区域

(1) 位 置

ア 第1工区

倉敷市玉島黒崎3279番に接する道路及び4340番4から4341番を経て4345番までに至る間に接する道路の地先公有水面

イ 第2工区

倉敷市玉島黒崎4345番及び4346番1に接する道路の地先公有水面

(2) 区 域

ア 第1工区

次の①の地点から⑥の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成18年秋分の満潮位 (D.L. + 3.66m) (以下「満潮位」という。) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 岡山県倉敷市玉島黒崎字上水尻6700番の「沙美」四等三角点 (北緯34度30分34.1288秒, 東経133度38分10.3481秒) (以下「基準

点」という。) から74度32分50秒 1, 121.26mの地点

②の地点 ①の地点から 162度33分57秒 3.41mの地点

③の地点 ②の地点から 36度18分51秒 2.49mの地点

④の地点 ③の地点から 163度04分36秒 5.80mの地点

⑤の地点 ④の地点から 166度23分47秒 8.41mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 257度43分05秒 7.39mの地点

イ 第2工区

次の⑦の地点から⑩の地点までを順次結んだ線及び⑦の地点と⑩の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑦の地点 基準点から 75度33分19秒 1, 115.05mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 77度42分52秒 8.25mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 170度10分05秒 12.97mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 296度25分20秒 2.22mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 170度24分13秒 5.45mの地点

(3) 面 積

第1工区 96.24㎡

第2工区 118.27㎡

合 計 214.51㎡

2. 施工区域

(1) 位 置

倉敷市玉島黒崎3279番, 3279番に接する道路, 3279番に接する道路に接する堤, 4340番4から4345番を経て4349番に至る間に接する道路, 4379番1及び4379番2の

地内並びに4340番4から4345番を経て4346番1までに至る間に接する道路の地先公有水面

(2) 区 域

次の①の地点から⑯の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑯の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点から 73度35分35秒 1, 104.61mの地点

②の地点 ①の地点から 66度20分16秒 18.97mの地点

③の地点 ②の地点から 158度02分26秒 12.47mの地点

④の地点 ③の地点から 73度18分38秒 2.41mの地点

⑤の地点 ④の地点から 48度22分14秒 4.29mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 108度49分40秒 9.22mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 167度41分59秒 51.08mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 231度34分35秒 14.33mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 176度22分01秒 11.73mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 269度15分28秒 17.94mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 351度42分18秒 5.75mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 342度05分48秒 20.11mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 0度27分50秒 3.03mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 341度13分28秒 14.09mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 347度58分50秒 6.92mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 42度04分48秒 4.61mの地点

(3) 面 積

2, 330.24㎡

3 埋立地の用途

道路用地

4 免許を受けた者

(1) 氏名又は名称

岡山県

(2) 所在地

岡山市内山下二丁目4番6号

(3) 代表者の氏名

岡山県知事 石井 正弘

(4) 代表者の住所

岡山市住吉町二丁目70

5 免許の年月日

平成19年2月1日

●岡山市長に鑑て十一号

建設法(昭和三十五年法律第三十八号)第三十七条第一項の規定による港湾隣接地

平成十九年二月九日

笠岡港港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 石井正弘

笠岡港西の浜地区

(延長1,723m, 方位 磁北)

地域1

次の各線と水際線により囲まれた陸域

基点1 三等三角点古城山 (北緯34度30分03.9522秒, 東經133度30分22.7640秒)

から277度29分 427.2mの地点

1線 基点1から 147度20分 5.0mの地点まで引いた線

2線 基点1から 232度42分 77.9mの地点まで引いた線

3線 2線の終点から 307度04分 454.7mの地点まで引いた線

4線	356度49分	42.9mの地点まで引いた線
3線の終点から		

5線 4線の終点から 56度56分 218.9mの地点まで引いた線

6線 60度1分 223.1 m の地点まで引いた線

4. 4 m の地点まで引いた線
299度41分
6線の終点から
7線

地域2

次の各線と水際線により囲まれた陸域

基点2 三等三角点古城山 (北緯34度30分03.9522秒, 東經139度30分22.7640秒)

から318度57分 752.5mの地点

8線 基点2から 299度47分 6.3mの地点まで引いた線

9線 243度46分 491.9mの地点まで引いた線

10線	307度20分	217.7mの地点まで引いた線
9線の終点から		

11線 10線の終点から 21度20分 5.0mの地点まで引いた線

●岡山県告示第六十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局井笠支局において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石井 正 弘

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 笠岡港海浜西の低地区域 岸保全区域 (延長1,723m 方位：磁北)	基点1から基点9までを順次結んだ線、基点9と補助点3を結んだ線、 補助点1と基点1を結んだ線、 補助点3から基点1までの距離 （北緯34° 30' 03". 9522、東経133° 30' 22" 7640）から27° 29' 427.2mの地点（笠岡市笠岡字西の浜953番）	77.9mの点 454.7mの点 42.9mの点 218.9mの点
基点点5	基点点5から	232° 42' の方向へ距離
基点点4	基点点4から	307° 04' の方向へ距離
基点点3	基点点3から	356° 49' の方向へ距離
基点点2	基点点2から	56° 56' の方向へ距離
基点点1	基点点1から	

223.1 m の点	の方向へ距離	11°	60°	から	5 点	基	6 点	基
221.9 m の点	の方向へ距離	47°	299°	から	7 点	基	8 点	基
49.9 m の点	の方向へ距離	46°	243°	から	8 点	基	9 点	基
217.7 m の点	の方向へ距離	20°	307°	から	1 から	基	2 点	基
20.0 m の点	の方向へ距離	20°	147°	から	1 から	基	2 点	基
25.6 m の点	の方向へ距離	18°	181°	から	2 から	基	3 点	基
20.0 m の点	の方向へ距離	20°	217°	から	3 から	基	4 点	基

●岡山県告示第六十三号

海岸保全区域指定（昭和四十三年岡山県告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石井 正弘

海岸保全区域別表「中」の「西の浜海岸」の項を削る。

●岡山県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係区画は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石井正弘

区	域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
岡山市阿津字大浦二八一九番一	岡山市阿津字大浦二七九三番六地先から岡山市阿津字坂二八一五番一地先まで	新	九・八 三・八	九・〇
岡山市阿津字大浦二八一九番一	岡山市阿津字坂二八一五番一地先から岡山市阿津字大浦二七九三番六地先まで	旧	六・〇 九・八	九・〇

道路の種類 県道

二 路 線 名 玉野福田線

三 道路の区域

倉敷市児島由加字光輪坊三五〇一番一五地先 倉敷市児島由加字光輪坊三五〇四番一地先 で	区	域	新 別旧	幅 (メートル)員	延 (メートル)長
	新	五・八 二六・〇			八五・〇

倉敷市児島由加字光輪坊三五〇一番一五地先
から
倉敷市児島由加字光輪坊三五〇四番一地先ま
で

旧

五・〇
七・〇

八五・〇

●岡山県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	倉敷飽浦線	岡山市阿津字大浦二七九三番六地先から岡山市阿津字坂二八一五番一地先まで	平成十九年二月九日

公 告

〔四〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約者等を決定した。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 特定役務の名称
複数市町村等共同アウトソーシング・システム開発実証業務（施設予約システム）
担当する課等の名称及び所在地
企画振興部情報政策課
岡山市内山下二丁目四番六号
- 二 契約の相手方を決定した日
平成十八年十二月六日
- 三 契約の相手方の氏名及び住所
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社関西支店
大阪市中央区安土町一丁目八番一五号
- 四 契約金額
一五七、五〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、五〇〇、〇〇〇円）
- 五 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

七 随意契約
随意契約の理由

政令第十条第一項第一号に該当するため

〔五〕 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項第二号に該当したことにより、同法第二条第二号に規定する業務の全部の停止を次のとおり命じた。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

業務の全部の停止を命じた宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号	代表者氏名	事務所の所在地	業務の全部停止期間
豊和株式会社 (4)第四〇二五号	田代 豊雄	倉敷市児島田の口四丁目四番一八号	平成十九年二月二十三日から 平成十九年二月二十七日まで

〔六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
笠岡市富岡字山下三丁目二五一一、二五一一四、二五一一五、二五一一七、二五一一八、二七一一二、字大磯六八二一六、字山下三丁目二五一一一地先道路、字大磯六八二一六地先水路
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
岡山県笠岡市中央町一六一一 笠岡中央ビル八〇七
追分信財有限会社
代表取締役 水田廣三郎
岡山県笠岡市中央町二二三
山村 隆家
- 三 許可番号
岡山県指令建指第四九一号

〔七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
笠岡市富岡字山下三丁目二五―一、二五―四、二五―五、二五―七、二五―八、二七―二、字大磯六八二―六、字山下三丁目二五―一地先道路、字大磯六八二―六地先水路
- 二 公共施設の種類
道路、公園、下水道
- 三 位置及び区域
開発登録簿記載のとおり（岡山県土木部都市局建築指導課）
- 四 許可を受けた者の住所及び氏名
岡山県笠岡市中央町一六一―一 笠岡中央ビル八〇七
追分信財有限会社
代表取締役 水田廣三郎
岡山県笠岡市中央町二―三
山村 隆家
- 五 許可番号
岡山県指令建指第四九一号
- 〔六〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（経営体育成基盤整備 中津井地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。
平成十九年二月九日
- 一 縦覧に供する書類
岡山県知事 石 井 正 弘
- 二 縦覧の期間
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 中津井地区）変更計画書
平成十九年二月九日から平成十九年三月二日まで
- 三 縦覧の場所
真庭市役所
- 〔六〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ふるさと農道緊急整備 阿新地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。
平成十九年二月九日
- 一 縦覧に供する書類
岡山県知事 石 井 正 弘

- 県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備 阿新地区）変更計画書
- 二 縦覧の期間
平成十九年二月九日から平成十九年三月二日まで
- 三 縦覧の場所
新見市役所
- 〔七〕 平成十九年度の岡山県農業総合センター農業高等学校の学生の第二次募集を次のとおり実施する。
平成十九年二月九日
- 岡山県知事 石 井 正 弘
- 一 募集課程及び募集人員
園芸課程（果樹コース・野菜コース・花きコース）及び畜産課程（和牛コース・中家畜コース）の両課程で十名程度
- 二 受験資格
近代的農業を担当するにふさわしい者で、次のいずれかに該当するもの
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者（平成十九年三月卒業見込みの者を含む。）又は通常の課程により十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 2 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 4 その他岡山県農業総合センター農業大学校長が1に掲げる者と同等以上の学力があると認める者
- 三 受験手続
- 1 受付期間
平成十九年二月二十八日（水曜日）から同年三月十五日（木曜日）まで受け付ける。なお、郵送の場合は、同年三月十五日の消印があるものまで受け付ける。
- 2 提出書類
- (1) 入学願書（本校所定の用紙）
(2) 履歴書（本校所定の用紙）
(3) 最終学校の調査書（出身学校の進学用所定用紙）
(4) 身体検査書（本校所定の用紙）
(5) 志望動機及び将来計画書（本校所定の用紙）
(6) 写真 二枚（出願前三箇月以内に撮影した正面上半身無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの。履歴書への添付用を含む。）
(7) 受験票等の本人あて郵送を希望する者にあつては、あて名を明記し、八十円切手をはった返信用封筒（定形長三号）
- 3 提出先
岡山県農業総合センター農業高等学校

4 その他
(千七〇一―二三三 赤磐市東窪田一五七)

入学願書等は、岡山県農業総合センター農業大学校において交付する。なお、郵便で請求する場合は、あて名を明記し、二百円切手をはった返信用封筒(角形二号)を同封すること。

四 入学試験

1 試験期日

平成十九年三月二十二日(木曜日) 午前十時から午後四時まで

2 試験場所

岡山県農業総合センター農業大学校(赤磐市東窪田一五七)

3 試験科目

筆記試験及び面接

4 筆記試験科目

必須科目 小論文

選択科目 数学Ⅰ、農業科学基礎又は環境科学基礎の科目の中から基礎的な学力を問うもの一科目

五 合格発表

平成十九年三月二十八日(水曜日) 午前十時

(本校及び本校ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/norin/nousou/nousou.htm>))に掲示するとともに本人に通知する。)

六 その他

1 修業年限 二年

2 入学日 平成十九年四月十日(火曜日)

3 受験その他についての問い合わせ先

岡山県農業総合センター農業大学校

電話(〇八六)九五五―〇五五〇

(七) 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

家畜伝染病	家畜の種類	患畜・疑似患畜の区別		発生場所	発生年月日
		患畜	疑似患畜		
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	七羽	一一、二三九羽	高梁市	平成十九年一月二十九日

(七) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 申請のあった年月日

平成十九年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

ホープ就労・生活支援センター

三 代表者の氏名

永田 昇

四 主たる事務所の所在地

岡山市青江五丁目一番七号

五 定款変更の内容

1 目的の変更

目的を次のように改める。

この法人は、当センターに所属する会員(知的障害者・精神障害者・身体障害者)及び地域の心身障害者に対して、生活支援に関する事業等を行い社会福祉に、寄与する事を目的とする。①このセンターは、当センターに所属する人達及び地域に住む心身障害者の人達の生活を支援する事を目的とする。②障害を持つ人達が、親亡き後も安心して暮らせるよう生活の支援をして行く事を目的とする。③進路・就労に関する相談及び指導、助言を行う。④このセンターは、当センターに所属する支援スタッフ・会員が、障害者に対して障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い生活・就労の支援をする事を目的とする。作業指導及び生活指導等を行うことにより、地域社会に根ざした心身障害者の自立を促進する事を目的とする。

2 事業の変更

(1) 新たに特定非営利活動に係る事業として、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うこととする。

(2) 次の特定非営利活動に係る事業を行わないこととする。

ア 指定居宅サービス事業

イ 心身障害者通所援護作業所運営事業

(七) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年二月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 岡山駅前ビル
所在地 岡山市駅前町一丁目一〇五ほか
届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社成和
住所 岡山市駅前町一丁目二一四
代表者の氏名 代表取締役 千原 行喜
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 五千二百三十九平方メートル
(変更後) 八千二百二十二平方メートル
(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
(変更前) 三十五台
(変更後) 百十七台
イ 駐輪場の収容台数
(変更前) 〇台
(変更後) 七十台
ウ 廃棄物等の保管施設の容量
(変更前) 〇立方メートル
(変更後) 二十六立方メートル
(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前十時
(変更後) 午前九時
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後八時
(変更後) 午後十時
ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前九時から午後九時まで
(変更後) 午前八時から午後十一時まで
エ 駐車場の自動車の出入口の数
(変更前) 一箇所
(変更後) 三箇所
- 4 変更年月日
平成十九年十月一日
- 5 変更事項以外の事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

- 名称 株式会社ビックカメラ
住所 東京都豊島区高田三丁目二二二二三
代表者の氏名 代表取締役 宮嶋 宏幸
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
荷さばき施設の面積 六十四平方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後九時まで
 - 二 届出年月日
平成十九年一月三十一日
 - 三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
平成十九年二月九日から平成十九年六月九日まで
2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局経済企画総務課

公安委員会

●岡山県公安委員会告示第二十一号
指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第八條第一項の規定により、車両移動保管事務の休止を承認したので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。
平成十九年二月九日

- 岡山県公安委員会
- 一 車両移動保管事務を休止する法人の名称、住所及び代表者の氏名
(1) 名称 財団法人岡山県交通安全協会
(2) 住所 岡山市内山下二丁目五番五号
(3) 代表者の氏名 岡崎 彬
 - 二 車両移動保管事務を休止する範囲
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の三第一項に規定する車両移動保管事務の全部
 - 三 休止の年月日
平成十九年四月一日